

## 過疎地域における固定資産税課税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成26年函館市条例第49号。以下「条例」という。）に規定する課税の免除に関する具体的な事務処理およびその他必要な事項を定めるものとする。

(課税免除対象者の指定)

第2条 条例第3条第1項の規定による指定は、市の区域内において事業を営む者が次に掲げる条件を備える場合に行うものとする。

(1) 当該事業に係る施設の設置または変更について、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）第25条、第27条、第40条、第42条、もしくは別表1に掲げる法律（以下「公害関係法令」という。）の規定による届出を要することとされていないことまたは、これらの規定による届出を要することとされている場合において、当該届出をし、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条もしくは第43条もしくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令もしくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこともしくは計画変更命令等を受け、これに従ったこと。

(2) 市の区域内に有する事業場について、北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項もしくは第48条第4項の規定による一時停止命令または公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受け、これに従わなかった事実のないこと。

(指定の申請および通知)

第3条 条例第3条第2項の申請は、別記第1号様式の申請書によるものとする。

2 条例第3条第2項の申請があったときは、審査のうえ、指定の適否を決定し、別記第2号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(課税免除の申請および通知)

第4条 条例第4条の申請は、別記第3号様式の申請書によるものとする。

2 条例第2条に規定する工業生産等設備を新設し、または増設した日以後最初に課税免除の申請を行うときは、前項に規定する申請書に別表2に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第4条の申請があったときは、審査のうえ、課税免除の適否を決定し、別記第4号様式その1またはその2の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(地位の承継の申請および通知)

第5条 条例第5条の規定により承認を受けようとする者に対しては、別記第5号様式の申請書を提出させるものとする。

2 前項の申請があったときは、審査のうえ、地位の承継の適否を決定し、別記第6号様式の通知書により当該申請した者に通知するものとする。

(指定および課税免除の取り消しの通知)

第6条 条例第6条の規定により指定または課税の免除を取り消したときは、その旨を別記第7号様式その1またはその2の通知書により当該指定を受けていた者または当該課税の免除を受けた者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

改正後の過疎地域における固定資産税課税免除取扱要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 指 定 申 請 書

新(増)設者	住所(所在地)					
	氏名(名称)					
新(増)設事業場	所在地					
	名称					
業 種						
施設の完成予定年月日		年	月	日		
操業開始予定年月日		年	月	日		
新(増)設に係る一の生産設備を構成する償却資産の取得(予定)価格の合計額		円				
適用設備の明細	種 別	名 称	数量(面積)	取得見込価格(円)	取得予定時期	備 考
	用 工 場 建 旅 物 館					
		小 計				
	附 属 設 備					
		小 計				
	機 械 装 置					
		小 計				
合 計						
新(増)設家屋の敷地 となる土地の明細	所在地番	面 積	取得見込価格(円)	取得予定時期		
		m <sup>2</sup>	円	年	月 日	
	合 計	m <sup>2</sup>	円			
公害関係法令等による施設設置(変更)の届出	1 届出を要します。(届出の受理書等は別添のとおり) 2 届出を要しません。					
上記のとおり、函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第3条第1項の規定による指定を受けたいので、申請します。						
年 月 日		住所(所在地)				
		申請者				
		氏名(名称)				
函館市長		あて				

## 指 定 等 通 知 書

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第3条第1項の規定により、指定を

[

 する  
 しない
 
]
 ことに決定したので、通知します。

新（増）設者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
新(増)設事業場	所在地	
	名称	
業	種	
指 定 申 請 年 月 日		年 月 日
指 定 年 月 日		年 月 日
指定をしない場合の理由		
年 月 日  函館市長          様		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## 課 税 免 除 申 請 書

新（増）設者	住所(所在地)					
	氏名(名称)					
新(増)設事業場	所在地					
	名称					
業 種						
課 税 免 除 予 定 期 間		年度 ～ 年度				
当該申請に係る課税免除年度		年度				
新(増)設備を事業の用に供した年月日		年 月 日				
新(増)設に係る一の生産設備を構成する 償却資産の取得価格の合計額		円				
適用設備の明細	種 別	名 称	数量(面積)	取得価格(円)	取得時期(年月日)	備 考
	用 工 場 建 物 館					
		小 計				
	附 属 設 備					
		小 計				
	機 械 装 置					
		小 計				
合 計						
新(増)設家屋の敷地 となる土地の明細		所 在 地 番	面 積	取得価格(円)	取得時期	
			㎡	円	年 月 日	
		合 計	㎡	円		
新（増）設設備に係る雇用者数			人			
<p>上記のとおり、課税免除の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏名(名称)</p> <p>函館市長 <span style="float: right;">あて</span></p>						

工業生産等設備を新設し、または増設した日以後最初に課税免除の申請をするときは、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 工業生産等設備の新設または増設に係る事業の概要を示す書類
- (2) 新設または増設に係る工業生産等設備について、事業の用に供した日、取得価格、耐用年数および特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過する日までに提出してください。）
- (3) 生産工程または作業工程の概要を示す書類および図面
- (4) 新設し、または増設した設備に係る生産額（増加生産額）を示す書類  
（製造の事業に限ります。）  
（個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過する日までに提出してください。）
- (5) 定款（法人に限ります。）
- (6) 確定申告書の写しまたは税務署長が発行する青色申告証明書
- (7) 事業場の位置図、事業場内の配置図、建物の各階平面図、設備配置図および建物の立面図
- (8) 土地の取得年月日を示す売買契約書または登記簿の写し
- (9) 対象施設が風俗営業または風俗関連営業の用に供する施設でないことの申出書（旅館業に限ります。）
- (10) 条例第3条第1項の規定による指定の通知書の写し
- (11) その他課税免除に当たって必要な書類

## 固定資産税課税免除通知書

納 税 者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
新(増)設事業場	所 在 地				
	名 称				
区 分	年度	納税通知書番号	当 初 課 税	課税免除税額	差引納付税額
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
合 計			円	円	円
<p>平成 年 月 日付申請のあった課税免除について、上記のとおり決定したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">函館市長</p> <p style="text-align: center;">様</p>					

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき
  - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - ③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 課税免除不承認通知書

申 請 者	住所(所在地)		
	氏名(名 称)		
新(増)設に係る事業 場又は対象施設	所 在 地		
	名 称		
対 象 年 度	平成          年度	納税通知書番号	
<p>平成    年    月    日付申請のあった課税免除について、課税免除の規定に該当しないので、承認できません。</p> <p style="text-align: center;">平成    年    月    日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">函館市長</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p>			

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき
  - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - ③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



# 地 位 承 継 申 請 書

年 月 日

函館市長

あて

申 請 者

住所(所在地)

氏名(名 称)

指定事業者の地位および課税免除の地位を承継したいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

1 指定事業者の住所（所在地）および氏名（名称）

2 新施設の名称

3 承継年月日および承継の理由

関係書類 承継の事業を確認できる書類

# 地 位 承 継 承 認 書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付申請のあった指定事業者の地位および課税免除の地位承継について  
は、承認  した  しない  ] ので、通知します。

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 指定事業者取消通知書

年 月 日付けで通知しました指定事業者につきまして、取り消しましたので通知します。

新(増)設者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
新(増)設事業場	所在地	
	名称	
取消の理由		
年 月 日		
函館市長		
様		

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 固 定 資 産 税 課 税 免 除 取 消 通 知 書

年 月 日付けで通知しました課税免除につきまして、取り消しましたので通知します。

新(増)設者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
新(増)設事業場	所 在 地	
	名 称	
取 消 の 理 由		
年 月 日  函館市長          <div style="text-align: right; margin-right: 10%;">様</div>		

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。